

○福島市建築関係工事週休2日促進工事実施要領の運用基準

最終改正 令和7年10月15日

(定義)

第2条第1項第2号関係

1 対象期間には、次の各号に掲げる期間は含まないものとする。

- (1) 準備期間（契約から現場着手日までの期間）
- (2) 年末年始7日間、夏季休暇4日間
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 工事完成日（工事完成通知書提出日）から契約工期までの期間
- (6) 次に掲げる事由により、あらかじめ対象外とした期間
 - ア 工程上の制約等により、特定の時期に一部の工程を集中的に作業する必要があり
週休2日を適用させることが困難な期間
 - イ 関係機関との協議等が必要であり、その間の現場進捗が見込めない期間
 - ウ 先行工事との調整期間等、他工事との調整が必要であり、その間の現場進捗が見
込めない期間
 - エ その他、現場条件等により作業を一時中断する必要があり、その間の現場進捗が
見込めない期間

(対象工事)

第3条関係

- 1 業務委託において、建築関係工事積算基準の単価、諸経費を適用させて、工事に準じた
積算を行ったものについては、本要領を準用できるものとする。
- 2 当面の間は試行期間とし、補正による工事費の影響等を考慮したうえで発注できる工事
を対象とする。

(実施方法等)

第4条関係

- 1 発注方式は「発注者指定型」とし、原則として「月単位の4週8休以上」を適用する。
- 2 福島市建築関係工事週休2日促進工事実施要領対象工事の実施については、別紙1及び
次の各号によるものとし、本要領の実施を理由とした工期延長については、福島県積算基
準等に基づき工期を設定している場合、すでに4週8休対応の工期となっていることから、
延長は認めないものとする。
 - (1) 監督員は、工事期間中において4週8休以上の休日が確保された工程表を施工計
画書に添付して提出させ、その工程表において適切に対象期間の設定がされている
こと及び4週8休以上の休日が確保されていることを確認すること。また、分離発
注工事においては、全体の工事進捗に影響が出ない工程であることを確認すること。
 - (2) 監督員は、計画工程の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所または現
場休息予定日を記載した工程表を提出させ、4週8休以上の休日が確保されている
ことを確認すること。

- (3) 監督員は、工事現場に「福島市建築関係工事週休2日促進工事実施要領」の対象工事である旨が明示されていることを確認すること。
- (4) 監督員は、毎月、工事履行報告書に現場閉所または現場休息の実績を記入した実施工程表を添付して提出させ、施工計画時の工程表に基づき適切に休日が確保されていることを確認すること。
- (5) 監督員は、提出された実施工程表に基づき、現場閉所または現場休息の状況を出勤簿、工事日誌等により確認すること。この確認においては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めるものとすること。
- (6) 監督員は、実施工程表を精査したうえで、週休2日の達成状況に応じて工事費の補正を行うこと。
- (7) 監督員は、竣工時に週休2日工事達成状況報告書（様式第1号）に現場閉所または現場休息の実績を記入した実施工程表を添付して契約検査課に提出すること。

（積算方法等）

第5条関係

- 1 当初設計において月単位の4週8休以上の補正をして積算するものとする。
- 2 単価の補正については、次の各号に掲げる方法による。
 - (1) 複合単価（労務費を分けて計上しているもの）については、複合単価を構成する労務単価に、新営工事、改修工事とも別表第1～第3の補正率を乗じて補正し、改修工事については、労務単価に該当工種の改修割増を乗じ、さらに補正率を乗じる。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。
 - (2) 市場単価及び物価資料掲載単価については、別表第4～第6の補正率を乗じて補正する。
 - (3) 見積単価については、補正を行わない。
- 3 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）率が月単位の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更すること。

（対象工事の記載）

第6条関係

- 1 特記仕様書「その他」に、福島市建築関係工事週休2日促進工事実施要領の対象工事である旨、発注方式、当初積算時の補正内容について、下記を参考に記載すること。

【特記仕様書 記載例】

- ・本工事は、「福島市建築関係工事週休2日促進工事実施要領」の対象工事である。
なお、「福島市建築関係工事週休2日促進工事実施要領」は、福島市ホームページから取得できる。
- 本工事の発注方式は 発注者指定型 である。
週休2日促進工事 (· 完全週休2日・月単位 · 通期)
↑どちらかを選択し○印を付けること

- ・発注者指定型においては、当初積算時に完全週休2日・月単位の4週8休以上を確保した場合の補正を行っている。

※建築関係工事特記仕様書 1 一般共通事項、30 週休2日促進工事 欄を修正しても可とするが、福島県の制度適用と間違われないよう注意すること。

- 2 設計書表紙及び金抜設計書表紙（数量内訳書）の工事概要欄に、福島市建築関係工事週休2日促進工事実施要領の対象工事である旨、発注方式、当初積算時の補正内容について、下記を参考に記載すること。

【設計書等表紙 工事概要欄 記載例】

- ・「福島市建築関係工事週休2日促進工事実施要領」対象工事（発注者指定型）
週休2日促進工事（・通期・月単位・完全週休2日）
- ・当初積算時に完全週休2日・月単位の4週8休以上を確保した場合の補正を行っている

（工事成績評定）

第7条関係

- 1 発注者は、受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、第1評定の「5. 創意工夫」「その他」の項目で次のとおり加点評価を行う。
・受注者指定型において4週8休以上の休日を確保した。（2点加点）
- 2 発注者指定型において、受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「Ⅱ工程管理」において「d判定」とする。（減点評価）
なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点評価を行わない。
- 3 令和8年3月31日までに起工する工事の減点措置は行わない。

附則

この基準は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この基準は、令和6年2月1日より施行する。

（経過措置）

この基準の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以降に起工する工事

から適用し、施行日以前に起工した工事については、なお従前の例による。

(名称変更)

この運用基準による改正前の福島市建築・設備工事週休2日促進工事実施要領の運用（令和3年4月1日施行）を、この運用基準による改正後の福島市建築・設備工事週休2日促進工事実施要領の運用基準に名称変更する。

附則

この基準は、令和6年7月1日より施行する。

附則

この基準は、令和7年1月20日より施行する。

(名称変更)

この運用基準による改正前の福島市建築・設備工事週休2日促進工事実施要領の運用基準（令和6年7月1日施行）を、この運用基準による改正後の福島市建築関係工事週休2日促進工事実施要領に名称変更する。

附則

この基準は、令和7年10月15日より施行する。

別表第1（第5条関係） 建築工事 複合単価の補正率

工種	摘要	完全週休2日 月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
全ての工種		1.02	補正なし

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれを乗じる。

別表第2（第5条関係） 電気工事 複合単価の補正率

工種	摘要	完全週休2日 月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
全ての工種		1.02	補正なし

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれを乗じる。

別表第3（第5条関係） 機械工事 複合単価の補正率

工種	摘要	完全週休2日 月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
全ての工種		1.02	補正なし

※この表による補正は労務費に対して行う。

※改修割増率を適用した場合はさらにこれを乗じる。

別表第4（第5条関係） 建築工事 市場単価及び物価資料の補正率

工 種	摘 要 ※	完全週休2日	
		月単位の4週8休以上	
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.02	1.02
既製コンクリート		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01
タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01
撤去	各工種による		
取り壊し		1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価及び補正市場単価、物価資料の掲載価格に共通

の補正率を示す。

別表第5（第5条関係） 電気工事 市場単価及び物価資料の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日 月単位の4週8休以上	
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

別表第6（第5条関係） 機械工事 市場単価及び物価資料の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日 月単位の4週8休以上	
		新 営 補 正 率	改 修 補 正 率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22